

別表 違反行為及び処分の一覧表

違反行為	対象	罰則の内容		根拠条文 上段：基規定 下段：罰則規定
		罰金・過料	取消・停止	
1 登録を受けずに屋外広告業を営む行為（未登録、未更新）	業	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	-	第19条第1項、第3項 第25条第1号
2 不正の手段により登録を受ける行為	業		取消	第19条第1項、第3項 第25条第2号
3 営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	業		取消	第22条の2 第25条第3号
4 違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	物	50万円以下の罰金	180日	第17条第1項 第25条の2
5 違反広告物等を表示し、又は設置する行為（禁止物件、禁止地域）	物	30万円以下の罰金	90日	第2条第1項、 第4条第1項 第26条第1号、第2号
6 許可を得ずに広告物等を表示、設置又は改造する行為（許可地域・特別規制地域）	物		90日	条例第8条第1項、 第10条第1項 第26条第3号、第4号
7 業登録内容の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	業		90日	第20条の4第1項 第26条第5号
8 業務主任者を選任しない行為	業		取消	第21条第1項 第26条第6号
9 禁止広告物又は良好な状態が保持されていない広告物等に関する措置命令に違反する行為	物	20万円以下の罰金	60日	第17条第2項 第27条第1号
10 広告物等に関し報告、立入検査を拒む等の行為	物		60日	第18条の3第1項 第27条第2号
11 屋外広告業に関し報告、立入検査等を拒む等の行為	業		60日	第22条の4 第27条第3号
12 廃業等の届出を怠る行為	業	5万円以下の過料	-	第20条の5第1項 第30条第1号
13 屋外広告業者であることの掲示をせず、又は虚偽の掲示した行為	業	5万円以下の過料	-	第21条の2 第30条第2号
14 帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	業	5万円以下の過料	-	第21条の3 第30条第3号